

定例監査（令和3年度上期分）

（1）監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和3年11月30日発行（山梨県公報号外第49号）山梨県監査委員告示第9号のとおり

（2）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	県民生活部 県民生活総務課（パスポートセンター）	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月1日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（重点事項1）</p> <p>1）月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り（150/100で入力すべきところを125/100で入力等）、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあつた。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>該当所属における入力が誤っていたが、関係職員によるチェックが不十分であり、誤りに気づかないまま認定していた。当該職員がワクチン班との兼務により、例年を大幅に上回る時間外勤務をしており、通常あまり発生しない支給割合区分となったことも原因の一つと思われる。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>予備監査終了後、直ちに誤りを修正し、追給を行った。また、該当所属の総括課長補佐に対し、改めて誤りがないか確認するよう依頼した。</p>

監査対象機関	県民生活部 統計調査課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月18日、7月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 2件（物品1、契約1）</p> <p>1）借用物品である小売物価統計調査員端末について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p> <p>2）Oracle ソフト保守サービス委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>当該占有物品について、払出調書については作成を失念し、新規の受入調書については作成不要と認識していた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>予備監査終了後、占有物品全てについて確認し、占有期間終了後の物品については払出調書の作成、未記載の物品については受入調書の作成を行った。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>契約書の情報セキュリティ特記事項の確認に不十分な点があつた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>当該契約は令和2年度で終了しているため、今後同様の契約を行う場合は、契約書の情報セキュリティ特記事項について確認を徹底し、適正に執行する。</p>

監査対象機関	リニア未来創造局 リニア未来創造・推進課（DX推進室）	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年8月3日、8月31日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（重点事項1）</p> <p>1）週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>休日の代休日の指定がなされなかった際の休日勤務手当の取扱いについて、十分把握ができていなかったため、人事給与システムへの入力漏れていた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>予備監査後速やかにシステム入力を行い、支給不足があった職員については、令和3年10月に不足額を支給した。</p> <p>今後は、週休日の振替及び休日の代休日指定に係る手続について、局内に周知徹底し、毎月のシステム入力時に複数人によるチェックを行い、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	総務部 人事課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月7日、8月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 令和2年度分 先数 1件 125,525円</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>面談や電話により繰り返し返納を求めてきたが、これまで本人から収納されていない。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>引き続き本人へ粘り強く督促していく。</p>

監査対象機関	総務部 職員厚生課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月1日、8月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>恩給の過払金 過年度分 先数 1件 628,200円</p>	<p>1）（今後の対応策等）</p> <p>令和2年1月18日、債務者（保証人）が死亡。</p> <p>令和3年3月、裁判所に相続放棄の照会をしたところ、遺族のうち子は相続放棄をしていることを確認。今後は、他の遺族（兄弟姉妹等）について、相続の状況を確認し、相続放棄していない場合は当該遺族に分納を依頼し、相続放棄が確認された場合は不納欠損の手続について出納局会計課等に確認して処理していく。</p>

監査対象機関	総務部 資産活用課（庁舎管理室）	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月6日、8月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（収入1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>県庁構内等行政財産使用料 令和2年度分 先数 1件 20,160円</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>通常はイベントスペース使用日の前に使用料が入金されていることを確認すべきであったが、当該事案については、入金が未確認の状況で使用にいたってしまった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>イベントスペース使用日の前に入金状況の確認を徹底する。使用日時点で納付がない場合は早急に納付するよう厳重に指導し、納付が確認されるまで新規の利用手続を認めない。</p>

監査対象機関	総務部 行政経営管理課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月6日、8月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（物品1）</p> <p>1）賃貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていないかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>当該調書を作成する必要があることは、前任者から後任者に引継ぎされていたが、後任者が対応を失念してしまった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>予備監査受検後、直ちに占有物品払出調書を作成した。</p> <p>今後は、前任者から後任者への引継ぎ内容が、確実かつ速やかに実施されるよう、年度末から年度初めにかけて行う財務会計業務に係るチェックリストを作成し、主担当者のほか前年度から引き続き在籍して状況を把握する職員との2名体制で確認を行い、担当課長補佐が最終的な確認をすることで、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	総務部 市町村課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月7日、8月24日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>（指導事項） 1件（契約1）</p> <p>1）住民基本台帳ネットワークシステム等に係る各種業務委託等契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>契約書に係る特記事項の確認が不十分であり、提出書類の確認を怠っていた。</p> <p>（今後の対応策等）</p>

<p>県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により、明らかにしなければならないと定められているが、履行されていないものがあつた。</p>	<p>直ちに受託業者に指示し、受託業務に係る報告書を提出させた。</p> <p>今後は、契約書類に不備がないよう提出書類の確認表を作成し、再発防止に努めるとともに、適切な事務が行われるよう担当者への引継ぎを徹底していく。</p>
---	--

監査対象機関	防災局 防災危機管理課（火山防災対策室）
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月2日、7月13日
監査の結果	講じた措置
<p>（指導事項） 1件（重点事項1）</p> <p>1）週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大支給されているものがあつた。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>週休日の振替に関する勤務状況システムの確認が不十分であり、システムの修正入力を行わずに支給していた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>令和2年度に行われた週休日の振替の内容を確認し、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給し、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大支給されていた金額については、れい入の処理を行い、既に該当者からのれい入が完了している。</p> <p>今後は、時間外勤務手当に関する規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、入力内容のチェック作業を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	防災局 消防保安課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月15日、7月13日
監査の結果	講じた措置
<p>（指導事項） 1件（財産1）</p> <p>1）借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>借受財産については、賃貸借契約締結時点で規則に基づき移動報告を行うべきところ、事務手続の認識不足により報告が行われなかったもの。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>予備監査での指摘後速やかに資産活用課あて移動報告を行うとともに、公有財産事務取扱規則の内容について課内で周知徹底を図った。</p>

	今後も規則等の内容についての周知に取り組み、契約更新時の事務に遺漏がないようにするなど、再発防止に努めていく。
--	---

監査対象機関	福祉保健部 福祉保健総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月3日、8月30日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件 (重点事項3)</p> <p>1) 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。</p> <p>①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p> <p>②同一週内に振替ができなかったため、1週間の勤務が38時間45分を超えた勤務があったとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給していたが、当該週に祝日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が誤って支給されているものがあった。</p> <p>③人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(25/100で入力すべきところ125/100で入力)、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあった。</p> <p>2) 週休日と振替休日とならない休日が重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。</p> <p>3) 代休の指定は、勤務時間が割り振られた日に休日が当たり、その休日に勤務を命じられ、休日に正規の勤務時間の全てを勤務することとなる場合に、当該休日に代わる日を指定する制度であるが、勤務時間が割り振られていない週休日に休日が重なる日において、週休日の振替をしていないことから、勤務時間が割り振られていないにも関わらず、代休日の指定が行われたため、該当日に勤務した時間に係る手当を支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>部内各課の振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とを幹事課でシステム上で確認する方法がないため、各課の入力のとおり支給してしまったことにより、手当の支給誤りが生じた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今回の指導事項を踏まえ、支給されていないものは支給し、誤って支給されているものはれい入を行った。</p> <p>また、各課の担当に向けて事務処理の周知徹底を図るとともに、振替勤務の状況を紙ベースで提出を受けることにより、幹事課で振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とをチェックする体制を整えた。</p> <p>2)、3) (発生原因の検証結果)</p> <p>部内各課の振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とを幹事課でシステム上で確認する方法がないため、各課の入力のとおり支給してしまったことにより、手当の支給誤りが生じた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今回の指導事項を踏まえ、手当の支給を行った。</p> <p>また、各課の担当に向けて事務処理の周知徹底を図るとともに、振替勤務の状況を紙ベースで提出を受けることにより、幹事課で振替勤務の状況と時間外勤務手当等のシステム入力状況とをチェックする体制を整えた。</p>

監査対象機関	福祉保健部 健康長寿推進課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月28日、8月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 10件 9,762,389円</p> <p>②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 10件 1,862,835円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該資金の元金及び利子を滞納している借受人は10名、全て過年度分である。</p> <p>借受人、連帯保証人とも高齢化しており、年金で生計を立てている等、経済的に困窮しているケースが多く、また、借受人・連帯保証人が死亡している者や借受人の相続人が相続放棄したケースもあり、相続人の特定に時間を要する等、債権管理が複雑化かつ困難を来している。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している山梨県社会福祉協議会と連携して、滞納者及び連帯保証人とのヒアリングや世帯訪問、催告状の送付や電話による償還依頼、また時効を中断するための債務承認書の提出を求める等、今後も引き続き適切な債権管理を行う。</p> <p>特に、借受の際に必ず置くこととされている連帯保証人と折衝し、収入未済の早期解消に向けた取り組みを進めていく。</p>

監査対象機関	福祉保健部 国保援護課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月28日、8月30日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 3件 (契約3)</p> <p>1) 次のとおり、契約書に定める取扱い及び記載内容に不備があった。</p> <p>①個人情報取扱特記事項に、受託業者は発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面で報告しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>・保健指導向上支援事業に係るデータ作成業務委託契約書</p> <p>②情報セキュリティに関する特記事項に、受託等業者は、山梨県知事に対して、業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されてい</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①、②契約事項に関する認識とチェック体制が不十分だった。</p> <p>③・「個人情報を取り扱う事務の委託基準」及び「外部委託に係る情報セキュリティ対策基準」に関する認識とチェック体制が不十分だった。</p> <p>・再委託の書面による承諾について契約事項に関する認識とチェック体制が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①、②予備監査日以降も契約が継続していた下記について次のとおり対応した。</p> <p>・国保事業費納付金等算定標準システムに係るオラクル保守サービス更新委託：書</p>

<p>かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導向上支援事業に係るデータ作成業務委託契約書 ・国保事業費納付金等算定標準システムに係るオラクル保守サービス更新委託契約書 ・援護システム機器等賃貸借契約書 <p>③個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を定める必要があったが、定められていなかった。また、再委託をする場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならないと定められていたが、受託業者から再委託に係る承認申請書は提出されていたものの、書面による承諾がされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援護システムに係る運用支援委託契約書 <p>2) 前金払を行っている沖縄甲斐の塔維持管理業務委託及び戦没者納骨堂管理業務委託について、それぞれの契約書に基づく業務完了報告書の提出がされておらず、財務規則第122条に定める検査調書等も作成されていなかった。</p> <p>また、前金払を行っている戦没者納骨堂用地に係る土地賃借料について、検査調書等が作成されていなかった。</p> <p>3) 長期継続契約として戦没者納骨堂用地に係る土地賃貸借契約を行っていたが、契約書に、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条項が設けられていなかった。</p>	<p>面での報告を受理済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・援護システム機器等賃貸借：報告は受けたものの内容が不十分であったため、現在内容について訂正等の対応を行っているところ。 <p>予備監査日以降新たに契約する場合の事務処理についても、契約内容と提出書類の突合等を担当・担当課長補佐ともに徹底して行うとともに、指摘のあった項目について課内用のチェックリストを作成・使用し、事務処理に遺漏のないようにしている。</p> <p>③指摘のあった契約についてはすでに契約期間が満了していたため、予備監査日以降新たに契約する場合の事務処理について、基準や契約内容の確認、提出書類の突合等を担当・担当課長補佐ともに徹底して行うとともに、指摘のあった項目について課内用のチェックリストを作成・使用し、事務処理に遺漏のないようにしている。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事項に関する認識とチェック体制が不十分だった。 ・「委託料、定期刊行物の代価等の前金払の適用について（通知）」に関する認識とチェック体制が不十分だった。 <p>(今後の対応策等)</p> <p>現在継続中の契約について、令和3年度検査分から確実に検査調書を作成する。予備監査日以降新たに契約する場合の事務処理についても、通知や契約内容の確認、提出書類の突合等を担当・担当課長補佐ともに徹底して行うとともに、指摘のあった項目について課内用のチェックリストを作成・使用し、事務処理に遺漏のないようにしている。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」に関する認識とチェック体制が不十分だった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該条項を追加するための変更契約に係る手続の準備を行っているところであり、令和3年度中に変更契約を締結する。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月29日、8月30日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

- ① 児童福祉総務費負担金 (短期入所食費負担分)
過年度分 先数 3件 26,412円
- ② 児童福祉施設費負担金
過年度分 1,649,843円
令和2年度分 676,100円
合計 先数 16件 2,325,943円
- ③ 育精福祉センター使用料
過年度分 先数 1件 349,700円
- ④ 在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元金
過年度分 先数 10件 9,240,310円
- ⑤ 在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入
過年度分 先数 10件 1,378,538円
- ⑥ 重度心身障害者医療費貸付金償還金元金
過年度分 877,494円
令和2年度分 272,983円
合計 先数 24件 1,150,477円
- ⑦ 重度心身障害者医療費貸付金償還金延滞金
過年度分 10,672円
令和2年度分 76,151円
合計 先数 10件 86,823円

1) (発生原因の検証結果)

- ① 当該負担金は、平成6年～14年度の間、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。
- ② 措置児童の保護者負担分の請求であり、経済的困窮、措置後の所在不明、児童相談所の措置に不同意等により、支払いが滞っている状況である。
- ③ 契約児童のセンター使用料の請求であるが、現在は経済的困窮により児童相談所の措置に移行しており、支払いが困難な状況である。
- ④ 当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付を受けた借受人からの償還金(元金)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。
- ⑤ 当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付を受けた借受人からの償還金(利子収入)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。
- ⑥ 当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。
- ⑦ 重度心身障害者医療費貸与金償還金元金に対する延滞金であり、元金の滞納により発生するものである。
(今後の対応策等)
- ① 住所から住民票、戸籍等の公用請求を行ったところ、3名中2名で該当者なしとの回答であった。転居先が不明の2名については、現地確認をしたところ、当時の住所地に居住が確認でなかった。そのため、これ以上の督促は行うことができず、徴収停止や債権放棄も視野に入れた対応を検討していく。残りの1名については、旧住所と同じ番地に本籍があり転居先を追跡可能であ

<p>2) 契約の履行について、次のとおり不備があった。</p> <p>①重度心身障害者医療費貸与管理システム及び精神保健福祉手帳等関連業務システム用サーバ機器等賃貸借契約書の個人情報</p>	<p>るため、文書等により引き続き納付を求めていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度 先数3件 26,412円</p> <p>②督促状の発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 1,468,343円 ○令和2年度分 455,000円 合計 先数13件 1,923,343円</p> <p>③督促状の発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数1件 349,700円</p> <p>④事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数10件 9,080,320円</p> <p>⑤事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数10件 1,372,778円</p> <p>⑥滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 841,718円 ○令和2年度分 191,712円 合計 先数19件 1,033,430円</p> <p>⑦滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 10,672円 ○令和2年度分 76,151円 合計 先数10件 86,823円</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>①担当者の認識不足のため、契約書に基づく必要書類を賃貸者から徴取していなかった。</p> <p>②委託契約を結んだ事業者からの書面(作業</p>
--	--

<p>報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、貸貸者は賃借者である山梨県知事に対して、それぞれ業務に係るセキュリティ責任者及び従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていない。</p> <p>②特別児童扶養手当システム保守業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県知事に届け出させなければならないと定められているが、履行されていない。</p>	<p>従事者及びセキュリティ責任者の届出) を受理していた。しかし、その後の再委託の際、再委託事業者からも同様の書面を届け出してもらうことについて担当者の理解不足があった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①貸貸者からセキュリティ責任者及び従事者を明記した書面を徴取した。今後は、事務処理に遺漏のないよう担当者へ指導するとともに、複数人による確認を行うなどチェック体制の強化を図る。</p> <p>②速やかに書面を再委託業者から届け出してもらう。また、今後は同様なミスが生じないように、より適正な事務処理に努める。</p>
--	---

監査対象機関	福祉保健部 医務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月9日、11月9日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 平成30年度に支出した看護職員修学資金貸付金について、修学資金の貸与を受けている者が休学の処分を受けたことにより、山梨県看護職員修学資金貸与条例第5条に基づき、過払いとなった修学資金貸付金について、れい入手続きを行ったが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>①修学資金の貸与を受けている者が休学の処分を受けたときは、条例上処分を受けた日の属する月の翌月分かられい入額を積算すべきところ、処分を受けた月分を含んで積算したため、れい入額が過大となっていた。</p> <p>②納期限及び出納整理期間までにれい入されなかったため、財務規則第54条に定める令和元年6月1日に現年度の歳入として調定すべきであったが、翌年度の令和3年2月に調定が行われており遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①当時、手続の都合上、書類上は1月15日からの休学であるが、実際には1月1日以降、学校には来ておらず、手続の遅れにより休学期間の始期が15日となったものであると認識しており、休学の手続時点で既に休学期間後に退学する可能性があり、復学する見込がない状況でもあったことから、学校とも協議し、実態に即して3か月分をれい入することとしたものである。</p> <p>②その後、当該学生は休学後にそのまま退学し、それまでの貸付金及びれい入分の全額を返還する必要性が生じたため、学校を通じて返還へ向けた協議等に注力した結果、調定の時期を逸してしまっていた。遅延はしたが正しい手続とするため、改めて令和3年2月に調定を行ったものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①れい入額については、現在、当事者からの納付がないため、条例の規定どおり2か月分にれい入額を減額し、引き続き返還を求めるとする。また、現在、貸付金の全額を返還する必要性が生じているため、減額したれい入額についても貸付金として今後調定し、同じく返還を求めていく。</p> <p>②複数の職員により被貸与者の管理表や返還台帳等を随時確認し、貸与者の債権管理等を適切に行う中で再発防止に努める。</p>

<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①看護職員修学資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 3,832,150 円 令和2年度分 1,830,720 円 合計 先数 18件 5,662,870 円</p> <p>②看護職員修学資金貸付金償還金 (延滞利息) 令和2年度分 先数 3件 7,733 円</p> <p>③医師修学資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 1,570,000 円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①、②収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因である。</p> <p>③当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続を開始し、平成27年12月に破産免責許可決定がなされた。さらに、連帯保証人である兄と父についても、自己破産手続により免責許可が決定されている。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①、②新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している臨戸訪問による納入指導が令和2年度から実施できていないが、次の措置を継続実施した結果、461,000 円を削減した。(令和3年12月8日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話や文書による催告 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 <p>また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に出向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を令和3年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。今後も引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取組を粘り強く行っていく。</p> <p>③債務者及び保証人について破産手続が完了したため、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。</p>
--	---

監査対象機関	子育て支援局 子育て政策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月4日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (重点事項1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>勤務状況の確認不足により、本来は支給すべき時間外勤務手当が支給されていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>支給不足があつた職員については、令和3年9月に不足額を支給した。</p> <p>今後は、振替日・代休日の取得および時間外勤務手当支給に関する状況把握を的確に行</p>

	い、再発防止を徹底することとする。
--	-------------------

監査対象機関	子育て支援局 子ども福祉課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月4日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 19,870,325円 令和2年度分 6,243,428円 合計 先数 169件 26,113,753円</p> <p>②児童扶養手当過払金の返納金 過年度分 2,963,550円 令和2年度分 2,033,450円 合計 先数 13件 4,997,000円</p> <p>[母子父子寡婦福祉資金特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 1,931,941円 令和2年度分 7,500円 合計 先数 6件 1,939,441円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 1件 41,639円</p> <p>③母子福祉資金貸付金償還金(違約金) 過年度分 先数 3件 197,467円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>現在収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話による納入指導 ・文書による納入指導 ・訪問による納入指導 ・債務承認書の徴取または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ・個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等 ・滞納処分のための財産調査(児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る) ・各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催(母子父子寡婦福祉資金に限る) <p>今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。</p> <p>○令和2年度収入未済額 (令和3年11月末現在)</p> <p>[一般会計]</p> <p>①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 19,496,264円 令和2年度分 5,723,927円 合計 先数 162件 25,220,191円</p> <p>②児童扶養手当過払金の返納金 過年度分 2,909,550円 令和2年度分 1,533,450円 合計 先数 13件 4,443,000円</p> <p>[母子父子寡婦福祉資金特別会計]</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 1,874,598円 令和2年度分 7,500円 合計 先数 5件 1,882,098円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 1件 31,382円</p> <p>③母子福祉資金貸付金償還金(違約金) 過年度分 先数 2件 37,235円</p>

監査対象機関	林政部 林政総務課
監査対象期間	令和2年度

監査実施日	令和3年6月11日、7月16日	
監査の結果		講じた措置
<p>(指導事項) 2件（重点事項2）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていないものがあった。</p> <p>2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていないものがあった。</p>		<p>1)、2)（発生原因の検証結果）</p> <p>勤務状況システムにより作成される「振替代休個人集計」により、振替等の勤務状況を確認していたが、十分な確認が行えていなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>週休日・休日勤務を行った職員については、勤務状況を的確に把握できる整理表を作成し、時間外勤務の25/100の支給対象になるか休日勤務手当の支給対象か否かの確認を確実に行うとともに、複数人で確認作業を行う。</p> <p>また、年度末は各課において勤務及び支給状況の再度確認を行い、給与事務担当者と情報を共有し、確実に作業を行う。なお、未支給分は追加支給済みである。</p>

監査対象機関	林政部 森林整備課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月17日、7月16日	
監査の結果		講じた措置
<p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>土砂の不法投棄に係る不当利得の返還金 過年度分 先数 1件 33,286,050円</p>		<p>1)（今後の対応策等）</p> <p>当該案件には、当課が所管する民法上の債権のほかに、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と民法上の債権があり、連携して対応している。</p> <p>債務者は土地資産を有しているが、これを換価するためには、相続財産管理人が選出される必要があることから、選任申立の有無について裁判所に定期的確認を行っており、選任された場合は、当該相続財産管理人あてに請求の申出をすることとしているが、令和3年10月1日に民法上の債権の一部が時効を迎えたことを踏まえ、今後は関係各課と協議と連携しながら、不納欠損処理を含めた対応を検討していく。</p>

監査対象機関	林政部 林業振興課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月16日、7月16日	
監査の結果		講じた措置
<p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があ</p>		<p>1)（発生原因の検証結果）</p>

<p>った。</p> <p>[一般会計]</p> <p>①林業構造改善事業費補助金返還金 過年度分 先数 1件 14,807,804円</p> <p>②林業構造改善事業費補助金返還金延納利息 過年度分 先数 1件 150,852円</p> <p>[林業・木材産業改善資金特別会計]</p> <p>①林業・木材産業改善資金貸付金償還金 過年度分 先数 3件 21,014,000円</p> <p>②林業・木材産業改善資金貸付金償還金違約金 過年度分 先数 3件 1,389,867円</p>	<p>[一般会計] 債務者の事業廃止による返済の停滞による。</p> <p>[特別会計] 債務者の業績不振や事業廃止による返済の停滞による。 (今後の対応策等)</p> <p>[一般会計] 債務者が平成28年7月に破産したことから、以降は保証人に対して電話又は面談による催告と財産状況の把握を行った。 今後も引き続き債権回収に努めていく。</p> <p>[特別会計] 債務者3名に対して電話又は面談により催告を行った結果、債務者2名から一部返済があり、過年度分890,000円が償還された。 今後も引き続き債権回収に努めていく。</p>
--	--

監査対象機関	林政部 県有林課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月17日、7月16日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 3件(収入1、財産1、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,743,225円</p> <p>2) 武田の杜遊歩道敷地に係る借受財産について、契約が更新されていたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>3) 県行分収林に係る相続登記相談等業務委託契約において、仕様書第4条に業務従事者及び相続人等それぞれが自署した業務報告書を提出することとされているが、自署されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 滞納者の無資力による未払いが原因。 (今後の対応策等) 文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努めている。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 内容の変更があった賃貸借契約について、令和2年度中に1度借受財産報告を行っていたが、その後契約を変更した案件の変更報告を失念していた。 (今後の対応策等) 本案件については速やかに移動報告を行った。今後は賃貸借契約のチェックリストを作成し、報告が必要なものや報告を行った案件等について、契約手続の際に複数名で確認する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 相続登記相談等業務報告書を収受した際の確認が不足していた。 (今後の対応策等) 予備監査の指摘を受け、令和3年度の業務委託先と打合せを行い、業務報告書の業務従事者・相続人の自署を徹底することを指示した。 今後は、相続登記相談等業務報告書が上がってきた段階で自筆で署名されているか確認を</p>

	行う。
--	-----

監査対象機関	林政部 中北林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月12日～13日、6月9日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [恩賜県有財産特別会計]</p> <p>①土地貸付料 過年度分 26,259,157円 令和2年度分 6,182,683円 合計 先数 33件 32,441,840円</p> <p>②違約金及び延納利息 過年度分 2,095,958円 令和2年度分 46,316円 合計 先数 13件 2,142,274円</p> <p>③和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 3,339,368円</p>	<p>1) (今後の対応策等) [恩賜県有財産特別会計] 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、厳正に催促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。 県有地の貸付については、引き続き声かけ及び督促を行い、早期収納に努めるとともに、督促の手段や債権の取扱いについて関係課と協議を進めていく。</p>

監査対象機関	林政部 峡東林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年4月27日～28日、6月3日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 24件 1,047,022,347円</p> <p>②補償金 令和2年度分 先数 1件 48,307円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したものの。</p> <p>②令和3年3月に調定を行い、債務者は納期限内に収納代理金融機関で払込みを行ったが、収納代理金融機関から指定金融機関への送金が最大5営業日を要することから、出納閉鎖までに指定金融機関への送金が間に合わなかったため。 (今後の対応策等)</p> <p>①全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>②払込む金融機関は債務者が任意に決定でき</p>

<p>2) 年度当初にすべき林道菱山深沢線の行政財産使用に係る調定が年度末に行われていた。</p>	<p>るため、今後はやむを得ない場合を除き、どの金融機関で払込みをしても指定金融機関への送金が間に合うように、納期限をあらかじめ定めるよう所属内に周知を行った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>相手方から年度当初に現地と許可に差異の可能性があると連絡があり、調査し状況を報告するよう指示したが、その確認に時間を要したため。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>使用料の請求は、年度当初に行うこととなっているため、後はルールどおりの事務処理を行うよう職員に指示を行った。なお、令和3年度分の当該使用料は令和3年4月に調定を行い、既に収納されている。</p>
---	--

監査対象機関	林政部 峡南林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月19日～20日、6月16日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 1件 157,958円</p> <p>2) 県有林林産物桎積及び引き渡し業務委託について、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該工事の契約解除に伴い、保証会社である東日本建設業保証(株)から違約金及び前払金に係る保証について支払いを受けたが、保証対象外である請負契約増額分に係る違約金及び前払金返納に係る余剰利息については、債務者に請求を行ったが、その後、債務者の破産決定が通知され、回収不能となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>財産状況報告集会において財団債権の按分弁済が確定し、当該債務者の破産手続の廃止(異時廃止)が決定されたため、関係各課と協議を行い、令和3年3月22日に徴収停止となった。令和3年8月24日に時効も成立したことから、今後関係各課と協議を行いながら、権利放棄、不納欠損などの手続を進める予定である。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>検知集計表により桎積業務、搬出終了届により引渡業務が完了したことを確認し、検査検収を行っていたが、調書の作成が不要であるとの認識から、検査検収年月日の財務会計システムへの入力徹底が徹底されていなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>後は、調書を作成する必要がない場合の検査検収年月日の財務会計システムへの入力</p>

	を確実に行うとともに、支出命令書チェック表におけるチェックを徹底し、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	林政部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月6日～7日、6月8日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除に伴う違約金 過年度分 先数 1件 113,400円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者（代表取締役）は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の入金が行われなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>平成28年10月に債務者（代表取締役）の住所地が判明し、令和元年の現地調査では債務者と面会でき、口頭にて支払いの意思を確認した。その後、書面による債務承認書の提出を求めたが、提出には至らなかった。</p> <p>令和2年度の現地調査では本人とは面会できなかったが、翌日に本人から連絡があり、連絡先を把握した。その後、定期的に連絡し、納付を求めている。令和3年度、病院に入院し、その後生活保護を受給し始めたことが判明した。このように納付が見込めない状況であるため、今後の処理方針を出納局会計課及び行政経営管理課に確認中である。今後、回答があったところで、示された処理方針に沿って対応する。</p>

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月15日、7月13日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該事例では、所属全体で休日勤務を行っていたことから、個々人の勤務状況をよく確認せず、同一週外に振り替えた場合に勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額を支給する処理を機械的に行っていたため、休日勤務した週に別の休日勤務の振替があったことを見落とししたことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>過大に支給していた手当については、既にれい入の手続きを行い、納付が完了している。</p>

	<p>今後は、休日勤務の同一週外の振替があった場合は、休日勤務を行った週の勤務時間を二人以上の職員で確認し、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境整備課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月11日、7月13日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 2件 198,721,373円</p> <p>②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用に係る延滞金 過年度分 先数 10件 1,545,500円</p> <p>③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 5件 745,692,077円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者が1法人1個人である。うち法人は事業を行っておらず、休眠状態で資産も無い。個人は、住民票上の住所は判明したものの実態としては依然行方不明の状態である。 法人については、平成30年度に債務者の最終差押日から5年が経過したため、消滅時効が完成した。個人は、住民票などを取得し住所移転していないか確認し、親族に連絡をとっているが有益な情報は得られていない。また、金融機関に対する財産調査を実施しているが預貯金の発見はない。 今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。 過年度分のうち「大月市内不法投棄事件」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明である。住民票、戸籍の取得による現状調査を行ったところ、千葉県館山市に住民票を異動していることが判明した。また、大月市にある居宅を定期的に訪問しているが、居住の実態はない。金融機関に対する財産調査を実施したが、預貯金の発見はなかった。昨年度まで就労していた会社が判明したため調査をする予定である。 今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。</p> <p>②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金 平成27年度分の行政代執行撤去費用延滞金については、債務者は3法人7個人であり、分割納付での納付を得ている。 納付がない者に対しては、適宜督促を行い、毎月の納付状況を注視し遅延なく納付させ債権回収に努める。</p> <p>③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行</p>

	<p>撤去費用</p> <p>債務者が3法人、2個人である。現在、金融機関の預貯金の状況等の財産調査を実施している。また、債務者と打ち合わせの機会を設けて毎月定額の納入を求めたところ、定期的に納付している状況である。今後も債権回収に努め、納付がない場合は、預貯金や所有財産の差押え等の措置を実施していく。</p>
--	--

監査対象機関	環境・エネルギー部 自然共生推進課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月16日、7月13日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 四半期ごとに前金払を行っている山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター指定管理委託について、当該センターの管理に関する基本協定書に基づく定期報告及び事業報告書の提出を受けているが、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>指定管理委託の前払いについて、担当者が財務規則第122条に定める検査調査を作成するという認識がなく、失念してしまったことによるもの。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査終了後、直ちに検査調書を作成した。</p> <p>今後は、検査調書を作成する必要があるものについてのリストを作成し、複数名で検査調書を確認するとともに、職員への周知を図っていく。</p>

監査対象機関	産業労働部 産業政策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月4日、8月6日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (給与1、重点事項1)</p> <p>1) 通勤手当において次のとおり不備があった。</p> <p>①傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。</p> <p>②正当な事由がある場合などを除き、通勤の経路及び方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にすることはできないとされているが、往路と帰路の経路及び方法を異に認定しているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①該当職員の傷病休暇を承認した時点で、人事給与システムで通勤手当の支給を停止する処理をすべきであったが、未処理であった。</p> <p>②通勤手当の認定手続に対する理解が不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①当該職員に係る通勤手当は、返還済みである。今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>②当該職員に係る通勤届の認定手続を行った。今後は、担当者の引継書に留意事項と</p>

<p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていないものがあった。</p>	<p>して記載し再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>「勤務を命じる時間」と「振替時間」の確認誤りにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、時間外勤務手当を支給しなかった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>当該職員に係る時間外勤務手当は、支給済みである。週休日の振替に係る制度運用が適切に行われるよう、改めて部内の庶務担当職員に周知するとともに、時間外勤務手当を集計するには複数職員で確認するなど、課内におけるチェックを入念に実施し、適正な事務処理の徹底を図る。</p>
---	---

監査対象機関	産業労働部 成長産業推進課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月3日、8月6日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金</p> <p>過年度分 先数 1件 1,350,000円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>事業者の業績が芳しくなく、一括返還が出来なかったため、分割による返還を受けることとなった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>コロナ禍の影響により売上が大幅に減少している状況にあることから、業況の回復を待ちながらも、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を保ちつつ、定期的に支払いの催促を継続する。</p> <p>金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求めている。</p>	

監査対象機関	産業労働部 産業振興課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月3日、8月6日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①中小企業高度化資金貸付金償還金</p> <p>過年度分 先数 1件 85,142,670円</p> <p>②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①中小企業高度化資金貸付金償還金について収入未済となっている貸付先については、主債務者及び全連帯保証人(1組合、2個人)の破産手続が終結済みであるため、県が回収のために取り得る手段がない状況で</p>	

<p>過年度分 先数 2件 6,286,000円</p>	<p>ある。今後、出納局会計課が定めた「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」を満たしたところで、議会に対して権利放棄を提案する予定である。</p> <p>②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金について</p> <p>債権管理回収業務の委託業者と連携を図りながら、主債務者等との交渉を行った結果、令和3年4月1日から令和3年12月1日までに1件から160,000円の償還を受けた。収入未済の残額については、引き続き回収に向けた努力を続ける。</p> <p>※令和3年12月1日現在 2件 残高 6,126,000円</p>
------------------------------	---

監査対象機関	産業労働部 労政雇用課		
監査対象期間	令和2年度		
監査実施日	令和3年7月14日、8月6日		
監査の結果	講じた措置		
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>緊急雇用創出事業に係る不当事項により県が被った損害の賠償金</p> <p>過年度分 先数 1件 17,228,546円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>既に法令等の規定に基づく、催促状の送達や債務者への訪問催促を行ったが、納付されなかったため、訴訟を行い、勝訴した。引き続き債務者の状況確認及び債権回収に努める。</p> <p>H29. 8. 25 甲府地方裁判所に提訴</p> <p>H29. 10. 31 判決 (勝訴)</p> <p>H29. 11. 18 判決確定</p> <p>H29. 12. 5 会社所在地への納付書入りの催告書を送付。</p> <p>H30. 1. 26 東京地方裁判所立川支部に債権差押命令申立書を提出。</p> <p>H30. 1. 29 差押命令が出されるが、債権の存在は確認できなかった。</p> <p>H30. 5. 21 会社所在地へ納付書を再送付。</p> <p>H30. 12. 3 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)</p> <p>H31. 4. 15 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)</p> <p>R 1. 5. 8 会社所在地へ納付書を再送付。</p> <p>R 1. 12. 19 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)</p> <p>R 2. 4. 17 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)</p> <p>R 2. 5. 7 会社所在地へ納付書を再送付。</p> <p>R 2. 12. 7 商業登記簿により債務者の状況確認 (変更なし)</p>		

	<p>R 3. 4. 19 商業登記簿により債務者の状況確認（変更なし）</p> <p>R 3. 5. 7 会社所在地へ納付書を再送付。</p> <p>R 3. 12. 2 商業登記簿により債務者の状況確認（変更なし）</p>
--	---

監査対象機関	産業労働部 産業人材育成課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月3日、8月6日
監査の結果	講じた措置
<p>（指導事項） 1件（財産1）</p> <p>1）行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>今回、指導事項となった2件の目的外使用許可は使用料に消費税相当額が加算されていなかったため、総務部長通知（令和元年9月30日付け財管第2415号）による改定処理の対象外と判断した。</p> <p>しかし、本来は消費税の課税の有無に関わらず、許可期間が1年を超える場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることが必要であったことから、記載内容に不備がある許可指令書を交付した状態となっていた。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>今回、指導事項となった目的外使用許可は、令和2年度末をもって使用期間が終了していたが、次年度以降も引き続き使用する旨の申請があったため、令和3年度からの許可において、当該規定を付け加えた適切な許可指令書を使用者に交付した。</p> <p>今後は、行政財産使用料条例や、行政財産使用料等の算定に係る通達に基づく事務手続が適切に行われるよう、所属内に周知徹底を図るとともに、各規程や通知に疑義がある場合は、所管課に確認を行うなど、再発防止に努めていく。</p>

監査対象機関	観光文化部 観光文化政策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月10日、8月18日
監査の結果	講じた措置
<p>（指導事項） 4件（給与2、契約1、重点事項1）</p> <p>1）扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>関係職員の扶養手当制度に係る認識が不足していた。</p> <p>（今後の対応策等）</p>

<p>2) 給与改定に伴う住居手当額の変更について、住居手当認定簿による認定が行われていないものがあった。</p> <p>3) 令和元年山梨県ふっこう割事業運営支援業務委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>4) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>	<p>予備監査終了後、扶養親族簿を出力し、処理を行った。</p> <p>今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>組織再編による事務引継の不備に伴い、認定・確認処理を一部漏らしてしまった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査終了後、住居手当認定簿の処理を行った。</p> <p>今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し、再発防止を図るとともに、チェック機能を担う職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>契約に係る必要条項の記載についての把握、チェックが不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和3年度においては契約書類の記載事項等を見直した。また今後、契約に際しては、必要条項を記載するよう、契約時の必要事項のチェックを所属内で徹底し、再発防止に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>同一週外の振替勤務をした場合、幹事課において部内各課の振替勤務実績を勤務状況システムで確認できないことから、各課において勤務状況システムで作成される「振替代休個人集計」で確認の上、手動で勤務状況システムに入力することとしていた。</p> <p>本件発生は、①庶務担当者が制度を十分理解していなかったこと、②幹事課から留意すべき事務としての周知が十分でなかったこと、③幹事課と所属とで相互にチェックするなど、複数の目で確認していなかったことが原因である。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>各課において、時間外勤務手当集計時に「振替代休個人集計表」を印刷、同一週外の振替勤務をした職員の該当がある場合には、該当する時間を勤務状況システムに入力した上で時間外勤務手当を集計し、「振替代休個人集計表」を幹事課に提出する。</p> <p>幹事課は提出のあった「振替代休個人集計表」により、該当者の支給要否を確認の上、時間外勤務手当を集計し、幹事課と各所属とで相互にチェックし、適正な事務処理の徹底</p>
---	--

	を図る。なお、未支給分については、該当職員に対して既に支給済みである。
--	-------------------------------------

監査対象機関	観光文化部 観光資源課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月1日、8月18日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（財産1）</p> <p>1）行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>許可指令書に記載する事項の確認が不十分であった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>使用者に対して速やかに許可条件の変更通知を行うとともに、今後の事務処理にあたっては指令書に記載すべき事項を具体的に確認できるようチェック表を作成することとした。</p>

監査対象機関	観光文化部 文化振興・文化財課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月9日、8月18日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件（物品1、契約1）</p> <p>1）県指定文化財である化石6点が所在不明のままであった。</p> <p>2）県民文化ホール中央監視装置修繕工事について、支出負担行為何いの決裁前に業者から見積書を徴していた。</p>	<p>1）（発生原因の検証結果）</p> <p>当該備品は、平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続において、台帳記載などが適切に行われず、適正な管理ができなまま令和元年度の行政監査受検の際に、備品台帳の数と現品の数の不一致が判明した。その事実を公表・謝罪し、県のホームページにおいて広く県民に情報提供を求めるとともに、国、都道府県、県内市町村、県内博物館施設、県立高校、県内大学等にも情報提供を呼びかけたところ、7点のうちの1点が発見された。その後5件の情報が寄せられたが、所在不明の化石は見つからなかった。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>現在まで有力な情報は得られてないが、引き続き、県ホームページへの掲載や博物館における情報提供呼びかけなどにより、6点の所在確認を継続する。また、今後発見される可能性があるため、備品台帳の当該備品の登録削除や当該天然記念物の指定解除は行わないこととする。</p> <p>2）（発生原因の検証結果）</p> <p>支出負担行為決裁後に見積書を徴するところ、単独随意契約であったことから、事前に</p>

	<p>参考として徴取した見積書により事務を進めてしまった。事務担当者の財務規則の理解不足と担当や課内のチェック体制も不足していた。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>契約事務について課内研修を行い再発防止に努めるとともに、チェック表の審査項目を強調し、担当や課内において複数の者が起案をチェックすることとする。</p>
--	--

監査対象機関	農政部 農政総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月15日、8月17日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(重点事項1)</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100(月の時間外勤務が60時間を超えた部分については50/100)の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。また、振替による勤務命令がされていない週休日について、25/100の時間外勤務手当が支給されているものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>時間外勤務手当が支給されていない案件については、該当所属内において振替申請にかかる時間外勤務手当の確認やチェックが不十分であった。</p> <p>また、振替の申請をしていないにもかかわらず時間外勤務手当を支給していた事案については、職員が振替申請を失念していたことが原因であり、実際には当該週休日に勤務し同一週外に振替をしていることが確認された。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>未支給の時間外勤務手当については、勤務日と振替日を確認したうえで速やかに支給した。</p> <p>また、振替申請をしていなかった事案については、すでに年度をまたいでおり、現年度での振替申請ができないため、職員ポータル上のスケジュール機能にて振替をとっていることを確認することで対応した。</p> <p>今後は、月末の集計処理の際に、当課から各所属に対し、振替申請の有無、25/100の支給の可否などについて確認し、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象機関	農政部 農業技術課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月19日、8月17日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>収入未済の回収については、山梨県債権回</p>

<p>①農業改良資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 113,090,835円</p> <p>②農業改良資金貸付金違約金 過年度分 先数 13件 20,294,957円</p>	<p>収及び処理マニュアル、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者に対し償還金が早期に返済されるよう、電話や訪問面談を実施しており、その中で、個々の状況を勘案した返済方法や返済時期についての話し合いを行っている。これらの取り組みにより、今後も引き続き早期の返済を促していく。また、返済が困難な案件については、訴えの提起や強制執行等法的措置による回収や、徴収停止、債権放棄等による処理を検討する。</p> <p>令和3年12月15日現在、償還金延滞者7名から1,115千円を回収し、違約金延滞者3名から522千円を回収した。また、返済困難案件2件について、償還金及び違約金の支払いを請求するため、令和3年1月に訴訟提起を行った。</p>
--	---

監査対象機関	農政部 耕地課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月20日、8月17日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 1件 51,679,600円</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p>

監査対象機関	農政部 中北農務事務所	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年4月22日～23日、6月9日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件(収入1、財産2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 29,672円</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当事務所発注の工事を受注した事業者が倒産したことから、工事の出来高と契約解除に伴う違約金等を相殺したところ、前払金返還利息が発生し、破産管財人に請求したが、配当されず未済となった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和2年12月10日付けで甲府地裁によ</p>

2) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 119筆

令和2年度分 12筆 合計 131筆

3) 行政財産使用許可において、許可期間が1年を超える場合、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。

り費用不足を理由に破産手続の異時廃止が決定されたため、令和3年3月30日に徴収停止を決定している。

今後も、徴収停止を継続するが、債務者が自発的に債務を履行するときは、これを受領することができるため、引き続き推移を注視していく。

2) (発生原因の検証結果)

過年度未登記の主な発生原因としては、多数の相続人、行方不明者、用地境界が未確定であることなどがあげられる。

このうち、令和元年度分38件については、現地の境界標が消失等していたため、復元してから申請するように指導を受け、登記申請を受理されなかったものである。

また、令和2年度分12件については、法務局で該当地区における国土調査成果の電子化処理が行われており、登記申請待ちの状態となっていたことによるものである。

(今後の対応策等)

新たな未登記が発生しないように、計画の段階から権利関係者への働きかけや情報収集を積極的に行い、障害の発生を未然に防ぎ、現年度の登記を確実に実施する。

過年度未登記地については、土地改良事業完了後、施設や用地は市町村に譲与することが原則になっていることから、管内市町が譲与を受けるように協議を進めていく。

なお、令和元年度分は36件、令和2年度分は10件処理しており、今後も引き続き処理を進め、未登記の解消を図っていく。

3) (発生原因の検証結果)

土地改良財産使用許可処理要領では、本文に「(使用料)第8条 使用料については、山梨県行政財産使用料条例(昭和39年条例第15号)及び行政財産使用料等の算定について(昭和49年9月25日付け通達)による。」と記載があったが、許可指令書の様式には具体的な記載がなく、担当者が指令書を作成する際に様式をそのまま使用し、決裁段階でも気がつかなかったことによる。

(今後の対応策等)

許可指令を出した申請者に対して、使用料改定の記載がなかったことを説明したうえ、変更指令書として「使用料の額は、法令等の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、適正な額に改定することがある」を変更点とした許可書を発出した。

また、土地改良財産使用許可処理要領を所

<p>4) 産業廃棄物収集・運搬及び処理業務委託において、契約書に添付することとなっている産業廃棄物収集運搬業許可証の有効年月日が契約期間の中途となっているものがあり、以降の期間について更新の確認がされておらず、更新後の許可証の提出を受けていなかった。</p>	<p>管する耕地課に対し、様式に使用料改定の記述を追加するよう要請し、令和3年5月26日付けで要領の改正が行われた。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)</p> <p>令和2年度産業廃棄物収集・運搬及び処理業務について、契約書に添付された産業廃棄物収集運搬業許可証の有効年月日が契約期間の途中で終了するものであったが、更新の確認及び更新後の許可証の提出を受けることを失念した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>委託業者が許可を更新していることを確認したため、更新後の許可証の提出を受け、写しを契約書に添付した。</p> <p>所内会議において、事案の共有を行い、改めて起案段階、決裁段階、執行段階等での細心の注意を払うことを徹底し、再発防止に努めていく。</p>
--	---

監査対象機関	農政部 峡東農務事務所	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年4月19日～20日、6月3日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 27件 504,323,766円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあった。</p> <p>過年度分 184筆 令和2年度分 39筆 合計 223筆</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>令和3年度、過年度分184筆のうち6筆を、令和2年度分39筆のうち19筆を12月上旬までに解消した。</p> <p>(今後の対応等)</p> <p>「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組む。</p>	

監査対象機関	農政部 峡南農務事務所	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年4月19日～20日、6月4日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件 (財産1)</p>		

1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 146筆	1) (今後の対応策等) 未登記原因の調査及び原因に応じた対策を講じ、その解消に努めている。今後も、未登記案件について地元役場と積極的な連携を図るとともに、「過年度未登記処理方針」に基づき、引き続き未登記の解消に取り組んでいく。
----------------------------------	---

監査対象機関	農政部 富士・東部農務事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年4月21日～22日、6月8日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 6筆	1) (発生原因の検証結果) 相続人同士のトラブルによる相続の未了や、隣接土地所有者から境界の同意が得られないことによる、境界未確定が原因である。 (今後の対応策等) 引き続き、状況確認と権利者への働きかけを行い、未登記土地の解消を図っていく。 なお、今後、未登記土地の発生を防止するため、登記手続に支障が発生しそうな案件については、用地交渉の初期段階から権利関係者に積極的に働きかけ、障害因子の早期解消に努めていく。

監査対象機関	県土整備部 県土整備総務課(景観づくり推進室、建設業対策室)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月16日、8月25日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(重点事項1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 該当所属及び幹事課担当者におけるチェック漏れによる。 (今後の対応策等) 7月27日人事給与システムに修正入力を行い、同日該当職員あてに追給・返納が生じることを連絡した。8月16日追給分の支給と返納分の納入通知書の送付を行った。 部内各所属に対し、振替勤務があつた場合は特に誤りがないか確認すること、また幹事課あてに振替取得者の「振替代休個人集計」を提出するよう改めて依頼した。 今後はより丁寧にチェックを行い確認漏れが発生しないよう適正な事務処理に努める。

監査対象機関	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	令和2年度

監査実施日	令和3年7月13日、8月19日	
監査の結果		講じた措置
<p>(指導事項) 4件（収入2、支出1、財産1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 6件 477,643,949円</p> <p>2) 普通財産である土地貸付料について、収入科目が財産収入ではなく諸収入となっていた。</p> <p>3) 新山梨環状道路建設に伴う令和2年度契約において、契約額の減額を行う場合、減額しようとする額の変更の支出負担行為伺いにより行うべきところ、変更の支出負担行為伺いによらず、減額の契約変更が行われていた。</p> <p>4) 普通財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 財産収入の収入科目については会計事務ガイドブック【収入編】に明記してあるが、担当職員が認識していなかったことによる。 (今後の対応策等) 今後は担当内で情報共有を行うとともに、この内容について職員間の引継ぎを徹底することで再発防止に努める。令和3年度分については、速やかに科目更正処理を行った。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 財務会計システムの処理中にエラーが出たため、担当職員が支出負担行為が起案できないと思い込み、それ以上の検証を行わなかったことによる。 (今後の対応策等) 過年度予算のため変更支出負担行為の処理はできなかったが、今回の事例について課内で情報共有を行い再発防止に努める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 担当職員の公有財産事務取扱規則に対する認識不足があった。 (今後の対応策等) 令和3年8月に移動報告の事務処理を行った。今後は確実に年度内に事務処理することを担当内で情報共有を行うとともに、この内容について職員間の引継ぎを徹底することで再発防止に努める。</p>

監査対象機関	県土整備部 道路管理課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月16日、8月24日	
監査の結果		講じた措置
<p>(指導事項) 1件（収入1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取</p>

工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 84,259,980円	引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。
---	---

監査対象機関	県土整備部 治水課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月15日、8月19日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川工事等原因者負担金 過年度分 先数 1件 35,373,622円 ②土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求 過年度分 先数 1件 122,630,985円 ③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 52,199,280円	1) (発生原因の検証結果) ①、②一級河川仲間川が埋塞したことに關して、原因者に対して、費用を調定したもの。原因者死亡。財産調査を実施。 ③峡東地域の入札談合事件に關して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。 (今後の対応策等) ①債務者名義の土地から債権を回収するには経費が必要な状況であり、その経費が回収額を上回る見込みであることから、不納欠損処理について検討する。 ②私法上の債権であり強制的な措置をとることができないため、権利放棄や不納欠損処理について検討する。 ③全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。

監査対象機関	県土整備部 都市計画課 (下水道室)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月25日、7月16日、7月21日、8月19日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 48,412,770円 ②公園費負担金 過年度分 先数 1件 42,921,589円	1) (発生原因の検証結果) ①峡東地域の入札談合事件に關して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。

<p>2) 四半期ごとに前金払を行っている各都市公園指定管理委託について、各都市公園の管理に関する基本協定書に基づく定期報告及び事業報告書の提出を受けているが、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていなかった。</p>	<p>②都市公園法の規定に基づき、原因者に対して原因者負担金を調定したものの。督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。 (今後の対応策等)</p> <p>①全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>②今後も関係法令に則り、財産調査を進めるとともに、債権回収等に努めていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>相手方から事業報告書の提出を受けそれに基づき履行確認を行ったことにより、検査調書の作成が足りると判断したことが原因である。 (今後の対応策等)</p> <p>事業報告書に職員の検査欄を設け、相手方から事業報告書が提出された後に記名押印によって、検査調書に代える措置を行うこととする。</p> <p>また、複数の職員によるチェック体制を構築することにより再発防止を図る。</p>
--	--

監査対象機関	県土整備部 建築住宅課 (住宅対策室)																							
監査対象期間	令和2年度																							
監査実施日	令和3年7月14日、8月19日																							
監査の結果	講じた措置																							
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①県営住宅使用料</p> <table border="0" data-bbox="236 1417 702 1534"> <tr><td>過年度分</td><td>26,885,775円</td></tr> <tr><td>令和2年度分</td><td>14,174,680円</td></tr> <tr><td>合計 先数 817件</td><td>341,060,455円</td></tr> </table> <p>②県営住宅駐車場使用料</p> <table border="0" data-bbox="236 1579 702 1695"> <tr><td>過年度分</td><td>3,018,200円</td></tr> <tr><td>令和2年度分</td><td>871,400円</td></tr> <tr><td>合計 先数 173件</td><td>3,889,600円</td></tr> </table> <p>③県営住宅破損賠償金</p> <table border="0" data-bbox="236 1740 702 1776"> <tr><td>過年度分 先数 7件</td><td>201,825円</td></tr> </table> <p>④県営住宅無断退去者に係る退去修繕費</p> <table border="0" data-bbox="236 1821 702 1937"> <tr><td>過年度分</td><td>1,106,450円</td></tr> <tr><td>令和2年度分</td><td>67,000円</td></tr> <tr><td>合計 先数 16件</td><td>1,173,450円</td></tr> </table> <p>⑤県営住宅明け渡し請求不履行に係る損害賠償金</p> <table border="0" data-bbox="236 2022 702 2058"> <tr><td>過年度分 先数 2件</td><td>1,475,090円</td></tr> </table> <p>⑥行政財産使用料</p>	過年度分	26,885,775円	令和2年度分	14,174,680円	合計 先数 817件	341,060,455円	過年度分	3,018,200円	令和2年度分	871,400円	合計 先数 173件	3,889,600円	過年度分 先数 7件	201,825円	過年度分	1,106,450円	令和2年度分	67,000円	合計 先数 16件	1,173,450円	過年度分 先数 2件	1,475,090円	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①県営住宅使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼など滞納解消に努めているが、使用料未済となった。</p> <p>②県営住宅駐車場使用料 督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出しなど滞納解消に努めているが、使用料未済となった。</p> <p>③県営住宅破損賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。</p> <p>④無断退去者の退去修繕費 相当な期間が経過した債権であり、処理に時間を要している。</p> <p>⑤県営住宅明け渡し不履行損害賠償金 相当な期間が経過した債権であり、処理</p>	
過年度分	26,885,775円																							
令和2年度分	14,174,680円																							
合計 先数 817件	341,060,455円																							
過年度分	3,018,200円																							
令和2年度分	871,400円																							
合計 先数 173件	3,889,600円																							
過年度分 先数 7件	201,825円																							
過年度分	1,106,450円																							
令和2年度分	67,000円																							
合計 先数 16件	1,173,450円																							
過年度分 先数 2件	1,475,090円																							

に時間を要している。

⑥行政財産使用料

督促状の送付や、戸別訪問など滞納解消に努めているが、使用料未済となった。

(今後の対応策等)

①県営住宅使用料

県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や滞納整理ローラー作戦の実施、戸別訪問・夜間督促、滞納者の呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼及び督促、滞納6か月の者に対する契約解除通告等を行い、滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組みとして滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

長期滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会毎に訴えの提起を行い、「滞納家賃の支払いと住宅の明渡しを求める訴訟」を提起し、長期滞納及び不良債権の抑制に取り組んでいる。(平成21年度からは知事専決となり、議会へは報告となっている。)平成26年度からは、訴訟対象者(悪質な者に限る。)の滞納月数を9か月以上から6か月以上として取り組んでいるところである。

平成25年度から、従来の民間債権回収会社では出来なかった、督促、回収業務も委託内容に含めた県営住宅退去者滞納家賃等回収業務を弁護士に委託した。また、再任用職員も配置して督促強化などを実施する中で、債権回収に取り組んでいる。

さらに、平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するとともに、平成28年度から2か月滞納者(従前3~5か月)の連帯保証人に対し、納入協力依頼の通知を送付し、督促の強化を図っている。

平成29年度からは、弁護士委託に連帯保証人への督促・回収業務を追加、平成30年度、令和元年度においては催告書・督促状書面の見直しを行い、来庁した滞納者には福祉保健部局の支援制度につながるよう相談に応じている。

令和2年度からは、連帯保証人をたてられない場合の債務保証業者の利用を認め、滞納発生時に債務保証業者からの代位弁済を行える制度を導入し、更なる徴収強化に取り組んでいる。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス

スが流行したため、ローラー作戦をこれまで行ってきた夜間の個別訪問督促から、夜間の電話督促に切り替え徴収効果が低下することのないように取り組んだ。

一方、時効の援用がなされた債権については、適正に不納欠損処理を進めていくとともに、権利放棄の判断基準に該当する債権について調査を行い権利放棄も検討する。

②県営住宅駐車場使用料

滞納者に対しては督促状の発付や滞納整理ローラー作戦の実施等により滞納の解消に努めている。平成24年度からの取組として滞納整理ローラー作戦時に直接現金による収納を実施している。

今後も、悪質な長期滞納者に対しては、契約を解除し、明渡しを求めるなど、厳正に対処していく。

県営住宅使用料と同様に平成28年3月より収納率向上につながる24時間納付可能なコンビニ収納を開始するなどし、督促の強化を図っている。

③県営住宅破損賠償金

県営住宅を退去する際の入居者負担の修繕費未納に係る賠償金であるが、相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明であるなど、回収が非常に困難であったが、追加調査を実施したところ、26年度までに27名中5名の所在が確認でき、そのうち4名は平成27年8月末に時効の成立により債権が消滅したため、不納欠損処理を行った。22名について追加の所在調査を行ったところ、令和2年度に16名については居所が判明せず、債権回収不能と判断し権利放棄の議決を経て不納欠損処理を行った。残りの計7名については、引き続き相続人調査等を行うとともに納付指導を行っていく。

④無断退去者等の退去修繕費

無断退去したことから、債務者が居所不明であるなど回収が非常に困難であったが、平成25年度当時の対象者33名中、19名の所在を確認し平成28年度までには19名の滞納が解消されている。

残りの対象者14名と平成29年度に発生した1名、令和元年度に発生した1名、令和2年度に発生した1名の計17名に対し、債務者、連帯保証人及び相続人に対する所在調査や納入指導を行っており、1名

	<p>が完済した。残る16名については納入指導し令和3年度に1名が完済、1名については債務者、保証人いずれも外国籍で所在不明のため継続して調査を行う。</p> <p>⑤県営住宅明渡し不履行損害賠償金 高所得者等に対する明渡し請求にもかかわらず、退去に応じない者に対する損害賠償金であるが相当期間が経過した債権であり、債務者が居所不明になるなど、回収が非常に困難であったが、平成25年度までに実施した調査により5名の所在を確認し、1名は不納欠損処理済み。残る4名のうち納入指導を行った結果、令和2年度に1名が完済、死亡した1名の相続人からの時効援用により不納欠損処理を行った。残りの2名について引き続き納付指導を行っていく。</p> <p>⑥行政財産使用料 新型コロナウイルスの影響による解雇等により住戸の退去を余儀なくされる者に対して、緊急的な住まいを確保するための県営住宅の目的外使用許可に係る行政財産使用料であるが、債務者1名が居所不明となり回収が困難となっている。所在調査し、臨戸訪問等納付指導を行っていく。</p>
--	---

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所（本所）
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月18～19日、6月10日
監査の結果	講じた措置
<p>（指導事項） 3件（収入2、財産1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①用地買収返還金及び甲府駅南口駅前広場の使用承諾に伴う使用料（雑入） 過年度分 1,334,000円 令和2年度分 554円 合計 先数 2件 1,334,554円</p> <p>②甲府駅南口駅前広場使用料（一般自動車待機場） 令和2年度分 先数 1件 72,500円</p> <p>③工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 2件 628,356円</p> <p>2）令和2年度に発生した甲府駅南口駅前広場使用料（一般自動車待機場）及び甲府駅南口駅前広場の使用承諾に伴う使用料（雑入）の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定</p>	<p>1）（今後の対応策等） 甲府駅南口駅前広場の使用承諾に伴う使用料（雑入）については収納済。 その他については、今後とも未納者への電話等による催告や訪問を行い、引き続き債権の回収に努めるほか、法人登記簿や代表取締役の住民票取得により所在調査等を継続し、基準を満たした案件については、権利放棄を検討していく。</p> <p>2）（発生原因の検証結果） 納期限経過後20日以内に督促状を發布しなければならないことを担当者が承知していなかった。 （今後の対応策等）</p>

<p>める督促状の発布が行われていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 74筆 令和2年度分 25筆 合計 99筆</p>	<p>収納状況を定期的に確認し、財務会計システムで「督促対象一覧表」等の帳票を出力し、適切な時期に発布する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 令和2年度分の25筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理を行えなかったものであり、現在ではすべて登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度の未登記案件については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
--	---

監査対象機関	県土整備部 中北建設事務所 (峡北支所)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月10日～11日、6月10日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事契約解除違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 2件 1,529,409円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 162筆 令和2年度分 1筆 合計 163筆</p>	<p>1) (今後の対応策等) 過年度分について、うち1件は債務者(法人)の代表者が死亡しており、不納欠損手続が可能か出納局と協議中である。もう1件は破産手続が中止したため、徴収停止の手続を行った。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 令和2年度分の1筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものであり、5月初旬に登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月20日～21日、6月11日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①河川使用料 過年度分 9,366円 令和2年度分 6,017円 合計 先数 4件 15,383円 ②河川使用料延滞金</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①河川使用を行う個人及び法人に対して調定したものであるが、それぞれ本人死亡、営業停止状態となり、現在も納付に至っていない。なお、令和2年度分の河川使用料については、納人が納期限を失念したことによるもの。</p>

<p>令和2年度分 先数 1件 70円</p> <p>③工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 過年度分 先数 2件 761,096円</p> <p>④工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 28件 1,184,855,385円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 210筆 令和2年度分 15筆 合計 225筆</p>	<p>②河川使用料延滞金については、納入が納期限を失念したことによるもの。</p> <p>③工事契約解除に伴う違約金及び前払金の延納利息として調定したものであるが、それぞれ資金繰りが苦しく、訪問催告等を行ってはいらぬものの現在も納付に至っていない。</p> <p>④峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したものの。 (今後の対応策等)</p> <p>①、③過年度分債権について、今後とも訪問による交渉・電話による催告・相続人の調査等を継続的に行うとともに、関係所属との連携を図りながら債権の回収に引き続き努める。なお、①令和2年度分の河川使用料については、令和3年6月下旬に全額収納済。</p> <p>②河川使用料延滞金については、納入に納付を促し、令和3年5月下旬に全額収納済。</p> <p>④全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 令和2年度分の15筆については、売買契約の締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかつたものであり、現在全て登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については3筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
---	--

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月12日～13日、6月4日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①河川使用料 過年度分 323,410円 令和2年度分 97,020円 合計 先数 2件 420,430円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①・令和2年度分については97,020円の収入未収金が発生し、対象者に対し訪問や電話連絡等により督促中であり、「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。</p>

<p>②道路使用料 令和2年度分 先数 1件 8,007円</p> <p>③延滞金 過年度分 先数 1件 144,030円</p> <p>④工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 2件 394,124円</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 312筆</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所在が不明となっている1名については、「山梨県滞納債権処理方針」及び「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に則り、未収金処理の手続を行う。 <p>②裁判所による破産手続を開始していることから、管財人とも協議を進め、財団債権として徴収予定である。</p> <p>③「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。</p> <p>④・1件(354,523円)については、法人の清算人である元代表取締役が平成30年3月に亡くなった後、債権の請求先がない状態である。当該債権は令和5年2月27日に時効を迎えるため、令和5年度に出納局の定める「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に該当する債権として手続を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件(39,601円)については、平成22年8月15日に時効を迎えているが、時効の援用がないため引き続き債務者調査と債務の履行を請求するとともに、出納局の定める「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に該当する債権として権利放棄に向けた調整を行っていく。 <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>未登記の原因としては、山間部が多く公図と現況が一致しないため分筆等が行えないこと、また、過疎化が進み相続登記が何代も行われておらず、相続関係書類の収集に時間やお金がかかること等が主な原因であると考えている。国土調査未実施地域が多く国土調査実施地域においても認証が遅れているため町に協力を求めている。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和3年11月時点で既に4筆を処理。なお、現所有者に理解の得られた3筆については、年度末までに登記予定。今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
---	--

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所(身延支所)
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月17日～18日、6月16日
監査の結果	講じた措置
<p>(指摘事項) 1件(契約1)</p> <p>1) 産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>法令の規定を承知していなかったこと、ま</p>

律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、廃プラスチック類・金属くず等廃棄物の運搬・処分について、契約書を省略していた。

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①河川使用料

過年度分 先数 3件 1,661,866円

②工事契約解除に伴う前払金返還利息

過年度分 先数 1件 29,342円

2) 取得用地に未登記のものがあった。

過年度分 369筆

た、契約金額が50万円未満であったため、財務規則に規定する「契約担当者が、契約書の作成又は請書の徴取の必要がないと認めたとき」に該当すると判断してしまったことが原因である。

(今後の対応策等)

管理課作成の会計事務Q&Aにも「産業廃棄物の運搬、処分等の委託契約などのように、法令により、金額にかかわらず契約書の作成が必要な場合もあるので、留意すること。」とあることから、今後は、関連する資料をよく確認したうえで事務処理を行うようにする。また、重要事項として、後任の事務担当者への引継ぎを徹底するとともに、上位決裁者含め、会計事務の研修等に参加するなどし、ミスの防止に努めたい。

1) (発生原因の検証結果)

②平成19年度に発生した受注業者の工事続行不能による契約解除に伴う前払金返還遅延による利息

(今後の対応策等)

- ①・一件については令和3年10月25日をもって元金完納。延滞金調定済み。
 - ・一件については令和3年9月24日に納入宅を訪問。手書きの納付書にて1万円納付。
 - ・一件については令和3年10月11日電話にて交渉。今年度中に3万円程度なら支払えるとのことなので、手書きの納付書を郵送(令和3年12月8日現在で納付は確認できていない。)
- ②これまでも返納を求めてきたが応じず、今後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。

2) (発生原因の検証結果)

未登記の原因としては、山間部が多く公図と現況が一致しないため分筆等が行えないこと、また、過疎化が進み相続登記が何代も行われておらず、相続関係書類の収集に時間やお金がかかること等が主な原因であると考えている。国土調査未実施地域が多く国土調査実施地域においても認証が遅れているため町に協力を求めている。

(今後の対応策等)

令和3年11月時点で1筆を処理。なお、現所有者に理解の得られた5筆については、年度末までに登記予定。今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能

	に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。
--	-------------------------------

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所（本所）
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月25日～26日、7月7日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件（収入1、給与1、財産1、重点事項1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 1件 31,636円</p> <p>②非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料及び報酬 過年度分 12,993円 令和2年度分 122,401円 合計 先数 1件 135,394円</p> <p>2) 交流職員に支給した諸手当に対し、所得税の源泉徴収を行っていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 397筆 令和2年度分 15筆 合計 412筆</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①債務者の倒産により発生した収入未済（私債権）である。</p> <p>②令和元年12月1日付けで採用となった非常勤嘱託職員が採用後、計6日出勤したのみで欠勤が続き、令和2年2月6日付けで退職したことによる社会保険料及び過払い報酬の収入未済である。 (今後の対応策等)</p> <p>①債務者は平成25年に破産手続廃止の決定を受けており、民法第169条の規定の適用を受けることから、廃止決定から10年後の令和5年8月15日以降に債権放棄による不納欠損処理を行う。</p> <p>②債務者に対し、訪問による交渉、電話による催告などの回収に向けた取組を継続した結果、10月12日付けで、月3,000円の「債務承認及び分割納付誓約書」に署名、押印をもらうことができた。 しかし、債務者がなかなか就労に至らず、計画どおりに納付されない状況が続いたため、12月2日、訪問による交渉を行い、現在納付可能な2,000円を回収した。 今後も粘り強く回収に向けた取組を継続し、債権の回収に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>所得税の源泉徴収に係る制度の認識が不足していたことから、手当支給時に源泉徴収を行っておらず、確定申告をするよう促していた。 (今後の対応策等)</p> <p>今後は、制度を十分理解した上で、交流職員への手当支給の際には、正しく所得税の源泉徴収を行う。また、1月初旬に源泉徴収票を発行し、本人へ確定申告をするように指導を徹底する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>○過年度分 平成19年度以前に取得した用地について</p>

<p>4) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていなかった。</p>	<p>は、「相続」や「公図と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。</p> <p>○令和2年度分 令和2年度分の15筆については、土地売買契約の締結日が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものである。現在、全ての登記処理が完了している。(今後の対応策等) 過年度分の未登記土地(令和元年度末契約分13筆及びそれ以前の17筆)を登記済とした。 引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき未登記の解消を図っていく。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 週休日の振替制度について、担当者の理解が不十分であった。 (今後の対応策等) 支給されていなかった時間外勤務手当については支給した。 今後は担当者が制度を十分に理解した上で、毎月の時間外勤務の集計時に、振替の有無、同一週内での振替ができているかを確認し、できていないのであれば25/100の時間外勤務手当をシステムで手入力する。さらにその入力結果を担当内で二重チェックし、再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年5月26日～27日、7月7日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 1件(財産1) 1) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 180筆 令和2年度分 47筆 合計 227筆</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ○過年度分 平成27年度以前に取得した用地については、「相続」や「公図と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。 ○令和2年度分 令和2年度分の47筆については、土地売買契約の締結日が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものである。現在、全ての登記処理が完了している。(今後の対応策等) 過年度分の未登記土地(平成27年度以前契約分の8筆)を登記済とした。 引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき未登記の解消を図っていく。</p>	

監査対象機関	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月27日、6月25日、7月8日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件（収入1、物品1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 2件 26,206,110円</p> <p>2) 撤去したマンホールの蓋を貯蔵品としているが、山梨県流域下水道事業財務規則第74条に定められた貯蔵品出納簿及び貯蔵品（庫入・庫出）伝票が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したもの。 (今後の対応策等) 全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 山梨県流域下水道事業財務規則を熟知していなかったため、貯蔵品計上に際し作成していなかったもの。 (今後の対応策等) 直ちに貯蔵品（庫入・庫出）伝票を作成し、貯蔵品出納簿への記帳を行った。 今後は、山梨県流域下水道事業財務規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、職員に周知徹底を図るとともに、作業の確認表に貯蔵品の確認項目を追加し再発防止に努める。</p>

監査対象機関	企業局 総務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月23日～24日、7月21日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（重点事項1）</p> <p>1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 同一週外の振替勤務により時間外勤務手当が発生する場合は、早川水系発電管理事務所においては、本人がその旨記載した書類を作成し、所属庶務担当者がとりまとめの上、総務課に提出することとしているが、今回は本人が同一週外の振替勤務に係る書類作成を行わず、また所属庶務担当者の確認漏れが重なった。 (今後の対応策等) 当該所属から関係書類を提出させ、速やかに手続を行い支出を行った。 今後は、局内の各所属に対し、本人から各所属庶務担当者への報告と各所属庶務担当者</p>

	による同一週外の振替勤務の有無の確認を徹底させるとともに、総務課においても各所属から提出を求めた該当者の勤務状況システムの行動予定の写しを基にチェックし、再発防止に努める。
--	--

監査対象機関	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件（支出1、契約1）</p> <p>1) 令和2年度奈良田第一発電所合宿所水道敷に係る土地賃貸借契約において、賃借料の支払いが契約書どおり行われておらず過小のものがあつた。 (誤：2,200円 → 正：2,220円)</p> <p>2) 奈良田第一発電所合宿所水道敷に係る土地賃貸借契約書において、長期継続契約や債務負担行為の設定によらず自動更新条項により契約を更新していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 相続を伴う契約書変更の際、賃借料を誤記してしまったものであるが、契約者双方とも、変更は契約者名のみとの認識が強く、内容全体の確認が不十分であつた。 (今後の対応策等) 契約者と協議した結果、賃借料を正規な金額に改め、契約を締結することを確認した。 今後は変更箇所のみでなく、契約内容全体を複数で確認するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 契約書に契約期間満了の1か月前までに変更または解約の申し出ができること記載されており、契約翌年度以降の債務を負担するという認識がなかったため、長期継続契約や債務負担行為の設定は不要と誤認していた。 (今後の対応策等) 全ての土地賃貸借契約書において、内容の確認を行い、不適正と判断される契約については、長期継続契約とすることで、契約変更の事務処理を進めていく。今後は、関係規則等に基づき、適正に事務処理を行う。</p>

監査対象機関	企業局 笛吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月11日、6月11日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（契約1）</p> <p>1) 笛吹川水系発電管理事務所緊急時補修等業務委託契約の特記仕様書に、受託者は業務実施に当たり、現場責任者等通知書、業務従事者名簿を提出しなければならないところ履行されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 担当職員の失念および受託者の契約内容の確認が不十分であつた。 (今後の対応策等) 直ちに当該業務委託の現場責任者等通知書、業務従事者名簿を書面にて提出させ、受理した。今後、契約書・仕様書にて規定した</p>

	書類について、その必要性に理解を深めるとともに、欠落の無いよう確認することを徹底し、再発防止に努める。
--	---

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年5月31日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>温泉供給収益収入</p> <p>過年度分 4,728,352円</p> <p>令和2年度分 694,265円</p> <p>合計 先数 23件 5,422,617円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>未納者に対して、電話連絡や督促状・催告状の送付を行い、未収金の回収に努めた結果、令和3年11月末現在で、過年度分280,845円、令和2年度分106,810円、計387,655円を回収することができた。</p> <p>今後も、これまでの取組を継続するとともに、滞納から3か月以上経過し、支払意思が認められない債務者に対しては債務額が累積しないよう、給湯停止や契約解除の進めを進めるなど、未収金の削減に努めていく。</p> <p>未収金の状況(令和3年11月30日現在)</p> <p>温泉供給収益収入</p> <p>過年度分 4,447,507円</p> <p>令和2年度分 587,455円</p> <p>合計 先数 11件 5,034,962円</p>

監査対象機関	教育庁 総務課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月30日、8月2日	
	監査の結果	講じた措置
	<p>(指導事項) 3件(収入1、重点事項2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>県立学校教職員給与に係る過払金</p> <p>令和2年度分 先数 1件 165,577円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>令和元年9月例月給与支給後に県立学校教職員の懲戒免職が決定されたため、過払金が発生した。過払分のれい入金納付書を送付したが、破産手続が開始されたため、破産債権届出書を破産管財人へ提出。その後、4回の債権者集会を経て、破産手続が終結し、裁判所による免責が決定した。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>令和元年9月例月給与の過払分(182,084円)のうち、破産手続の中で16,507円の納入を確認したが、裁判所による免責決定がされているため、県から催告等を行うことはできない状況である。今後、破産手続終結から10年後の時効の完成により、不納欠損処分を行う予定である。</p>

<p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 振替を行った職員から教育庁内各課の庶務担当者への連絡の失念や、庶務担当者による支給対象の確認不足があり、令和2年度に同様の指導を受け対応策を講じる前の支給分について、誤りがあった。 (今後の対応策等) 未支給分については、対象者に追加支給を行った。 令和3年度から、教育庁内各課の庶務担当者に対し、毎月課員へ注意喚起の文書を周知するよう依頼するとともに、月末の集計処理の際には、実績が把握できる資料及び確認事項を記載したチェックリストの提出をするよう徹底した。また、当課においても複数人で手当支給の要否を確認することとした。</p>
<p>3) 休日の代休日の取得において、勤務した休日の時間外勤務手当の支給率に誤りがあり、過大支給されているものがあった。</p>	<p>3) (発生原因の検証結果) 休日勤務を行った職員から教育庁内各課の庶務担当者への連絡の失念や、庶務担当者による支給対象の確認不足があった。 (今後の対応策等) 過大支給分については、対象者から返還対応済みである。 教育庁内各課の庶務担当者に対し、毎月課員へ注意喚起の文書を周知するよう依頼するとともに、月末の集計処理の際には、実績が把握できる資料及び確認事項を記載したチェックリストの提出をするよう徹底した。また、当課においても複数人で手当支給の要否を確認することとした。</p>

監査対象機関	教育庁 高校教育課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年7月2日、8月2日	
監査の結果	講じた措置	
<p>(指導事項) 3件 (収入3)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 13,768,630円 令和2年度分 120,400円 合計 先数 47件 13,889,030円</p> <p>②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 18,752,842円 令和2年度分 308,478円 合計 先数 32件 19,061,320円</p> <p>③定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 8件 711,000円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 3つの奨学金ともに、貸付者の住所が特定できなかったり、経済状況が厳しく返済が困難な状況が背景に存在する。 (今後の対応策等) 3つの奨学金とも、令和3年度調定分については、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促し、また、過年度調定分についても、電話連絡等により納入を催促するなどして、未収金を減らす努力を継続していくとともに、居住地調査を重点的に行っていく。</p>	

<p>2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち、2件について貸付を確認できる書類が保存されていなかった。</p> <p>3) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用書が提出されていないものが33件あった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 貸付者の住所が特定できておらず、連絡がとれない状態が背景にある。 (今後の対応策等) 教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができていない状況である。今後も引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続ができるよう努めていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 本奨学資金は、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から、貸付型に切り替わった経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと誤認している例も見受けられ、返済への理解が得られていない状況がある。 (今後の対応策等) 借用証書が提出されていない者に対して、借用証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。</p>
---	--

監査対象機関	教育庁 生涯学習課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月29日、8月2日	
	監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 山梨ことぶき勸学院学習費 (過年度分) に710,000円の収入未済があった。</p>		<p>1) (今後の対応策等) 収入未済になっている710,000円は、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として県に納入するため峡東教育事務所で保管していた現金が亡失したものである。平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われてきたが、現在のところ窃盗犯の判明には至っていない。 未収金の解消については、令和3年に到来する民法上の時効をもって不納欠損処理する方向で検討していたが、関連法令等を整理する中で、調定の際に納人としていた「山梨ことぶき勸学院生徒会会計係」は県と同一人であり、民法第520条(混同)により債権債務は消滅していることが確認できたことから、令和3年8月10日付けで未収金の補填処理を行った。 今後、窃盗犯が判明した場合には、その者に対し賠償請求を行う。</p>

監査対象機関	議会事務局
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年8月5日～6日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件（収入1、契約1）</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①政務調査費返還金 過年度分 先数 1件 194,250円</p> <p>②政務調査費返還金に係る延滞金 過年度分 先数 1件 128,010円</p> <p>③政務活動費返還金に係る延滞金 過年度分 先数 1件 4,050円</p> <p>2) 次の契約書の情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県議会ペーパーレス会議システム利用契約書 山梨県議会タブレット端末及び通信サービス利用契約書 	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>当該未収金は①平成24年度政務調査費返還金、②平成23年度政務調査費返還金に係る延滞金、③平成25年度政務活動費返還金に係る延滞金で、収入未済となっていたもの。一括返還が困難であったため、分割により納付することとしており、年数回、債務者と連絡をとり早期納付を促してきた。</p> <p>その結果、</p> <p>①令和3年3月31日全額納付</p> <p>②令和3年3月31日 45,950円、令和3年11月10日 82,060円で全額納付となった。</p> <p>③令和3年3月31日全額納付 (今後の対応策等)</p> <p>平成24年度政務調査費返還金(①)が完納となったため、これについての延滞金の調定を行った。令和3年11月5日、債務者宅を訪問し現在の未納金額と今後の返還計画を確認した。</p> <p>今後も、きめ細かな債権管理を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>入札時に提出を求める書類にセキュリティ責任者及び業務従事者の記載があり、契約後の業務に特段の支障がなかったことから、契約に基づく書類の提出を事業者に求めていなかった。また、契約当事者である事業者も入札時の書類提出で履行完了と考えていた。現在は各契約に基づく書類の受理は完了している。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>今後、同様の契約を締結する際には、契約条項を複数の職員で再確認し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	労働委員会事務局
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月8日、7月16日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件（給与1）</p>	

<p>1) 給与改定に伴う住居手当額の変更について、住居手当認定簿による認定が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>住居手当の支払事務は適正に処理されていたが、事務引継ぎの不徹底により、担当者が人事給与システムで自動作成された給与改定後の住居手当確認簿による手当額の確認のみで十分であると誤認し、住居手当認定簿による認定を行っていなかった。</p> <p>また、他の職員による担当者の事務処理状況の確認が不十分であった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>予備監査終了後直ちに、住居手当認定簿による認定を行った。</p> <p>今後は、担当者が認定事務を正確に行うとともに、他の職員による事務処理状況の確認を徹底し再発防止に努める。</p>
---	--